

サービス種類	質問内容	回答
居宅介護支援事業	今回、宇部市で初めて中山間地域で吉部が入りました。757-0401（東吉部）757-0402（西吉部）にお住まいの方、全員が該当と捉えてよいのでしょうか？	令和8年4月1日より、辺地として吉部が指定され、東吉部及び西吉部にお住まいの方が対象となります。（参考）介護報酬制度における山口県の「中山間地域等」について https://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/3964.html
居宅介護支援事業	<p>処遇改善加算の取扱いについて確認させてください。令和8年6月から新たに処遇改善加算の対象となるサービスがある一方で、令和8年4月・5月の時点で対象となるサービスもあるため、法人としては新サービス分も含めた計画書を、4月15日の提出期限に合わせて提出しております。</p> <p>この場合、</p> <p>① 令和8年6月から新たに対象となるサービスについて、改めて計画書の提出が必要</p> <p>② 当該サービスに係る加算変更届出等の提出のみでよろしいかをご教示いただけますでしょうか。資料には「提出期日等は別途お知らせします」とあり、質問として適切ではないかもしれませんが、お知らせの際、その辺りもあわせて教えていただけますと幸いです。よろしくお願いいたします。</p>	<p>①4月に提出していただいた内容について、変更がなければ提出は不要です。</p> <p>②介護給付費算定等変更届及び介護給付費算定体制に係る体制等状況一覧表の提出が必要です。令和8年6月又は7月から処遇改善加算を取得又は区分変更する場合は、提出期限は令和8年6月15日（月）までです。</p> <p>令和8年5月時点で、処遇改善加算Ⅰ、Ⅱを算定しているすべての施設・事業所につきましては、6月以降どの加算区分（Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロ）にするか変更届が必要となります。</p> <p>令和8年5月時点で処遇改善加算Ⅲ又はⅣを算定しており、6月以降も加算区分に変更がない場合は、変更届の提出は不要です。</p>
地域密着型サービス	<p>今回、集団指導が書面開催であった理由は何でしょうか？ 当社は地域密着型通所介護を営んでいますが、運営推進会議にも当てはまる理由ならば、運営推進会議の書面開催を許可して欲しいと考えての質問です。</p> <p>会場での開催となれば、営業時間中の人員をそこにあてる事となり、人員配置を確保できたとしても介護が手薄になります。それは宇部市としても各事業所としても本意ではないと考えます。今回の書面開催は、業務開始前の朝5時から参加する事ができ、当事業所にとっては大変ありがたいものでありました。</p>	<p>1 集団指導を書面開催とした理由について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所からオンライン対応の希望が多数寄せられている ・参加者の移動負担及び日程調整負担が大きい ・1事業所あたり1名のみ参加制限等が主な理由になります。 <p>2 運営推進会議の書面開催について</p> <p>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第34条第1項では、「指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。」となっています。</p> <p>したがって、運営推進会議の開催について、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>